

全般に係る御意見		
番号	御意見	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>農薬の残留基準については、予防原則に立って、できる限り厳格な水準に設定・見直しを行うべきと考えます。国民の健康影響に不確実性が残る以上、安全側に振れた基準設定を行うことが、行政の責務ではないでしょうか。特に近年、日本でも発達障害と診断される子どもが増加していることが指摘されており、その原因は単一ではなく、遺伝要因、環境要因など多岐にわたるとされています。その中で、胎児期・乳幼児期を含むライフステージ全体を通じた化学物質への複合曝露が、神経発達等に与える影響については、いまだ十分に解明されたとは言えません。残留農薬は、日常的に摂取する食品を通じて長期・低用量の曝露をもたらす可能性があり、将来世代の健康に対して慎重に対応すべきです。</p> <p>したがって、今回のカスガマイシン等 6 品目の残留基準改正に当たっては、国際基準や他国の基準との整合だけでなく、以下の点を踏まえ、基準値の引き上げには最大限慎重であること、必要に応じて基準値の引き下げを検討することを求めます。</p> <p>一つは、最新の毒性評価や曝露評価を踏まえても、なお不確実性が残る場合には、安全係数を十分に見込むことです。もう一つは、単一の農薬ごとのリスク評価だけでなく、複数の農薬やその他の化学物質による複合影響を考慮した保守的な評価を行うことです。</p> <p>加えて、中長期的には、残留基準の議論だけにとどまらず、そもそも農薬や化学肥料への依存度を減らしていく農業政策への転換が必要だと考えます。有機農法や、化学農薬・化学肥料への依存を低減する農法の普及は、以下の観点から極めて重要です。</p> <p>第一に、自然環境の保全と農地の持続性の観点です。化学農薬や化学肥料に過度に依存す</p>	<p>【回答 1】</p> <p>消費者庁では、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会における専門家や消費者の御意見を踏まえ、こども、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう農薬等の残留基準を設定しています。</p> <p>なお、食品健康影響評価においては、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への影響がないと推定される摂取量（許容一日摂取量（ADI））が設定されているものと承知しています。詳細については、同委員会の個別品目ごとの評価書を御覧ください。 https://www.fsc.go.jp/hyouka/</p> <p>複数の化合物への曝露については、現段階では国際的にも評価手法として確立したものはありません。FAO/WHO では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）等において、複数の化合物への曝露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、安全係数について、食品安全委員会では、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮して安全係数 100 とすることを基本とし、毒性の性質や利用可能な試験データなどを踏まえて剤ごとに検討されているものと承知しています。</p> <p>農薬の使用等については、農林水産省により、農薬取締法に基づき農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、農薬を使用した農業者への健康影響、水質や水生生物などの環境への影響、周辺の農作物や有用生物への影響、病虫害防除の効果など、安全性等を考慮した上で、適切な使用方法等が設定され</p>

	<p>る農業は、土壌生態系や生物多様性に影響を与え、長期的には土壌の健全性を損なうおそれがあります。有機農法や環境負荷の小さい農法を広げることは、土壌の保全、水質保全、生態系保全に資し、農地を将来世代に引き継ぐうえでも重要です。</p> <p>第二に、海外情勢に対する脆弱性の軽減です。近年の国際情勢の変化や原材料価格の高騰により、農薬や化学肥料の価格上昇や供給不安が生じています。こうした外部要因に左右されにくい農業構造をつくるためにも、国内で循環可能な資源を活用した有機農業等の拡大は有効な手段です。輸入に依存しない生産体系を増やすことは、食料安全保障の観点からも重要です。</p> <p>第三に、国民の健康と医療費の観点です。化学物質への曝露をできるだけ減らした食環境を整備することは、長期的な健康リスクの低減や生活習慣病・発達障害を含むさまざまな健康問題の予防に寄与し得ると考えます。結果として、社会全体の医療費の抑制や、健康寿命の延伸にもつながる可能性があります。科学的知見にはなお議論がある点もあるものの、将来世代の健康と社会保障の持続可能性を考えれば、環境負荷の小さい農業への転換を促進することは合理的な投資です。</p> <p>以上を踏まえ、今回の残留基準改正に際しては、単に基準値を設定するだけでなく、将来に向けた農薬依存からの脱却と有機農法の推進という大きな方向性を明確に位置づけ、その一環として、残留基準をできる限り厳格に保つことを強く求めます。また、消費者が安心して選択できるよう、有機農産物や農薬使用状況に関する表示の充実もあわせて検討していただきたいと考えます。</p>	<p>ているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ、科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>#1 農林水産業に携わる方々の、農薬散布 水産資源の保護(養殖)等々が、行われている限り、農林水産に関わる方々の健康は、著しく害</p>	<p>【回答2】</p> <p>農薬の使用等については、農林水産省により、農薬取締法に基づき農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、農薬を使用</p>

	<p>される。</p> <p>#2 使用する薬剤投与する薬剤に於いて、生産者の自己免疫疾患の多発に繋がる。</p> <p>#3 #1 #2 上記の危険性により、農林水産の高齢化現象は止まらず、誤魔化された食品の海外からの輸入量の増加が、見られる。</p> <p>#4 海外からの、食料品の輸入が止まれば、日本国は滅亡する。</p> <p>#5 政治家も、国民も、双方が守られない。</p> <p>#6 当たり前の食品を、当たり前に購入できるルートを構築しない限り、日本国民は、成り立たない。</p> <p>#7 政治家も、また然りである。</p>	<p>した農業者への健康影響、水質や水生生物などの環境への影響、周辺の農作物や有用生物への影響、病虫害防除の効果など、安全性等を考慮した上で、適切な使用方法等が設定されているものと承知しています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>食品・添加物等の規格基準の改正にあたり、外国産食品・添加物の安全性確保の観点から以下の意見を申し上げます。</p> <p>1. 外国産食品の規格基準の問題</p> <p>中国・韓国等からの輸入食品における農薬残留・添加物基準の違反事例が継続的に報告されています。特に中国産食品については過去に重大な食品安全事故が発生しており、消費者の不安が続いています。</p> <p>2. 規格基準改正への意見</p> <p>輸入食品に対する残留農薬・添加物基準を国内基準と同等以上に厳格化すること</p> <p>原産国の食品安全管理体制が日本基準を満たさない場合の輸入制限措置の明確化</p> <p>消費者が原産国・製造国を容易に確認できる表示の義務強化</p>	<p>【回答3】</p> <p>1について</p> <p>食品中の残留農薬等に係る検査については、輸入食品については厚生労働省が所管する各地の検疫所において、国内流通品については自治体において、それぞれ適切に実施されているものと承知しています。食品の安全性の確保については、関係府省が連携し、科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、消費者庁では、国内流通品については、自治体が計画的に検査を行った結果を年度ごとに取りまとめて公表しておりますが、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものであり、安全は確保されていると考えています。詳細については、下記を御覧ください。</p> <p>https://cms.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/assets/standards_cms209_251212_09.pdf</p> <p>2について</p> <p>国産・外国産を問わず、国内で販売される食品については、国際基準や海外における作物残留試験結果等の科学的知見に基づき、人の</p>

		<p>健康に影響を与えることのないよう、食品衛生法に基づき、消費者庁において必要な残留基準を定めています。</p> <p>国産・外国産を問わず、食品衛生法に基づき、定められた規格基準を遵守しなければその販売等を行ってはならないこととされています。</p> <p>なお、今般の意見募集の対象は農薬等の残留基準に関するものであり、原産国・製造国に係る表示に関しては対象外です。</p>
4	<p>【意見 4】</p> <p>人体に影響があるのであればきちんと表示をするべきだと思います。</p> <p>買う買わないは個人の判断ですが。</p>	<p>【回答 4】</p> <p>消費者庁では、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会における専門家や消費者の御意見を踏まえ、こども、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう農薬等の残留基準を設定しています。</p> <p>食品健康影響評価においては、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への影響がないと推定される摂取量（許容一日摂取量（ADI））が設定されているものと承知しています。詳細については、同委員会の個別品目ごとの評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/hyouka/</p> <p>なお、今般の意見募集の対象は農薬等の残留基準に関するものであり、表示に関しては対象外です。</p>
5	<p>【意見 5】</p> <p>案件全般/将来の食品安全・産業振興政策に関する長期目標・方針について</p> <p>意見の要旨</p> <p>日本の食品・添加物等の規格基準および安全規制について、単なる国内の安全確保にとどまらず、「世界最高水準の厳格さと安全性」を担保する長期的な政策目標を設定すべきである。これによって日本の加工食品のブランド価値を高め、他国の模倣困難な高品質路線として戦略的に海外展開を推進するべきであ</p>	<p>【回答 5】</p> <p>消費者庁では、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会における専門家や消費者の御意見を踏まえ、こども、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう農薬等の残留基準を設定しています。</p> <p>食品健康影響評価においては、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への影響がないと推定される摂取量（許容一日摂取量</p>

<p>る。</p> <p>理由および詳細な意見</p> <p>現在、国内の農業および食品生産業は担い手不足や生産基盤の衰退傾向に直面している。日本の果物などの高品質・高価格路線が国際市場で評価されている成功事例に倣い、お菓子や一般食料品などの加工品においても、添加物規制を世界最高水準の厳しいものに引き上げることが求められる。</p> <p>生鮮食品と異なり、加工食品は海外への輸出において種苗流出の懸念がなく、品質管理やブランド保護の観点からも海外展開がより行いやすい特性がある。この優位性を活かし、安全性という最大の付加価値を前面に出すことで、日本食のさらなる信頼向上と市場拡大が可能となる。</p> <p>特に、安全・安心へのニーズが極めて高い「ベビーフード」などの分野においては、世界市場の主導権（覇権）を日本製品が握るための国家・産業的な戦略目標を明確に設定し、基準設定と輸出支援を一体として進めるべきである。</p>	<p>（ADI）が設定されているものと承知しています。詳細については、同委員会の個別品目ごとの評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/hyouka/</p> <p>なお、今般の意見募集の対象は農薬等の残留基準に関するものであり、輸出支援に関しては対象外です。</p>
--	--